

災害時の医療救護についての協定書

高知県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人高知県医師会（以下「丙」という。）とは災害時の医療救護の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による高知県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による各市町村地域防災計画に基づき甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し、必要な事項を定める。

（救護班の派遣）

第2条 甲又は乙は、高知県地域防災計画及び各市町村地域防災計画に基づき、必要が生じた場合は、丙に対し、医療救護班（以下「救護班」という。）の編成及び派遣を要請するものとする。

- 2 丙は、前項の規定により甲又は乙から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、派遣するものとする。
- 3 丙は、緊急やむを得ない場合は、甲又は乙の要請によらないで救護班を派遣することができる。この場合にあっては、速やかにその旨を甲に報告し、その承認を得るものとする。
- 4 救護班は、医師、歯科医師、薬剤師、看護婦等必要な職種、人員に関して、丙の判断により、編成するものとする。

（救護班の派遣要請の手続）

第3条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき救護班の派遣を丙に要請しようとするときは、文書により行うこととし、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。

ただし、緊急を要する場合は、甲又は乙は丙に対し電話その他の方法により要請することができる。この場合にあっては、要請した者は、要請後速やかに文書を丙に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで救護班の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（要請者及び要請先）

第4条 第2条第2項の規定に基づき救護班が派遣された場合（第2条第3項の規定による報告があった場合を含む。）の要請者は、災害救助法適用時は甲、同法が適用されない場合は乙とし、要請先は丙とする。

（救護班に対する指示）

第5条 医療救護活動の総合調整を図るため、救護班に対する指示は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が行うものとする。

（救護班の業務）

第6条 丙が派遣する救護班は、原則として、甲又は乙が避難場所、避難所及び災害現場に設置する救護所において医療救護活動を行うこととする。

2 救護班の業務は次のとおりとする。

- （1）被災者に対する選別
- （2）傷病者に対する応急処置の実施、及び必要な医療の提供
- （3）医療機関への転送の要否の判断、及び転送順位の決定
- （4）死亡の確認

（救護班の輸送）

第7条 甲及び乙は医療救護活動が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の提供）

第8条 丙が派遣する救護班が使用する医薬品等は、当該救護班が携行するもののほか、甲又は乙が関係機関と連携し、供給するものとする。

（医療費）

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用の弁償等）

第10条 甲又は乙の要請に基づき、丙が救護班を派遣した場合（第2条第3項の規定による報告があった場合を含む。）に要する次の費用は、別に定める基準に従い、要請者が負担するものとする。

- （1）救護班の編成、派遣に要する経費
- （2）救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- （3）救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- （4）その他救護班の活動に必要な経費

（細目）

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた場合は、甲、乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第 13 条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定の締結の日から起算して1年とする。

2 前項の協定期間の満了する1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何ら意思表示がない場合は、この契約は期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書 55 通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成13年4月1日

甲 高 知 県 事
知 事

乙 高 知 市 長
市 長

乙 室 戸 市 長
市 長

乙 安 芸 市 長
市 長

乙 南 国 市 長
市 長

乙 土 佐 市 長
市 長

乙 須 崎 市 長
市 長

乙 中市市長



乙 宿毛市長



乙 土佐清水市長



乙 東洋町長



乙 奈半利町長



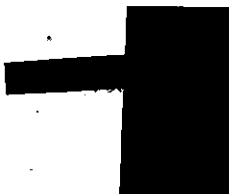
乙 田野町長



乙 安田町長



乙 北川村長



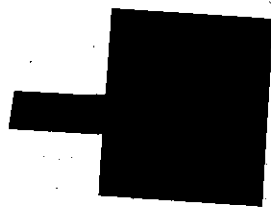
乙 馬路村長



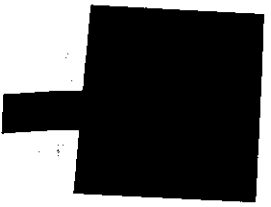
乙 芸西村長



乙 赤岡町
町長



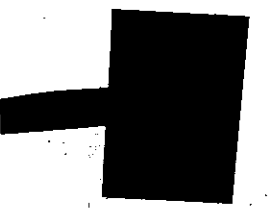
乙 香我美町
町長



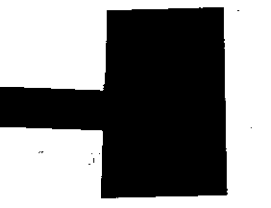
乙 土佐山田町
町長



乙 野市町
町長



乙 夜須町
町長



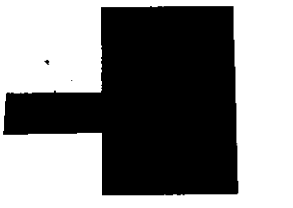
乙 香北町
町長



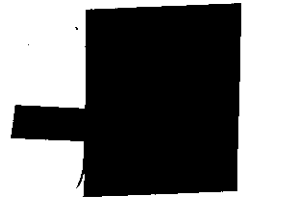
乙 吉川村
村長



乙 物部村
村長



乙 本山町
町長



乙 大豊町
町長



乙 鏡 村
村 長



乙 土佐山村
村 長



乙 土佐町
町 長



乙 大川村
村 長



乙 本川村
村 長



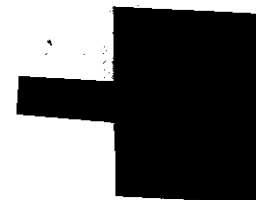
乙 伊野町
町 長



乙 池川町
町 長



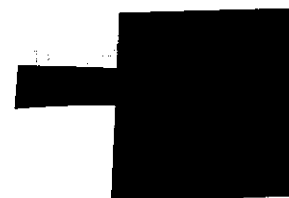
乙 春野町
町 長



乙 吾川村
村 長



乙 吾北村
村 長



乙 中土佐町
町 長



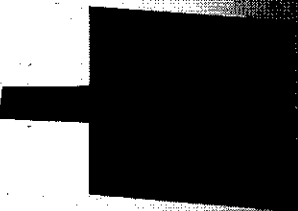
乙 佐川町
町 長



乙 越知町
町 長



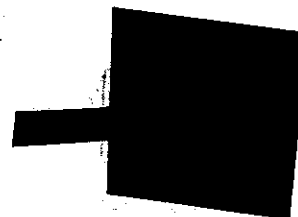
乙 窪川町
町 長



乙 梶原町
町 長



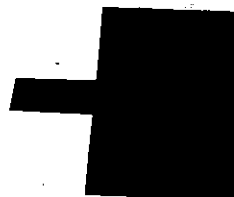
乙 大野見村
村 長



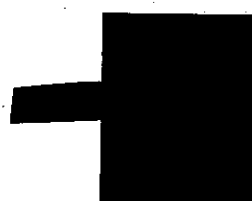
乙 東津野村
村 長



乙 葉山村
村 長



乙 仁淀村
村 長



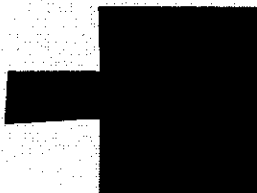
乙 日高村
村 長



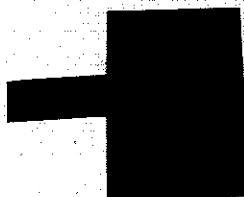
乙 佐賀町長



乙 大正町長



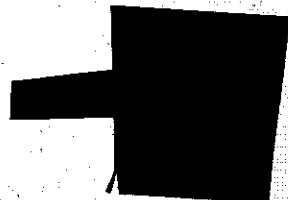
乙 大方町長



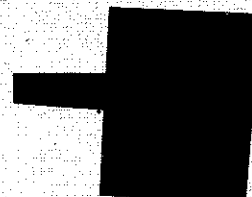
乙 大月町長



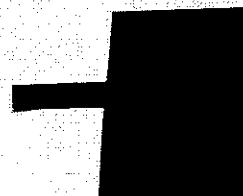
乙 十和村長



乙 西土佐村長



乙 三原村長



丙 高知市鷹匠町2丁目1-36
社団法人高知県医師会
会長

